

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年7月3日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経営総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年6月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 行政総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 職員課

ア 正規職員の普通旅費

正規職員の普通旅費について、旅行経路の誤りによる過払いが3件ありました。

イ 会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当

会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当について、計算誤りによる報酬の過少払いが3件、期末・勤勉手当の過少払いが1件ありました。

ウ 人事給与システム定額減税対応に係る業務委託

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、人事給与システム定額減税対応に係る業務委託は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(3) 文書法務課

ア マイクロフィルム複写撮影委託契約

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、マイクロフィルム複写撮影委託契約は落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

イ 切手はがき受払簿

切手はがき受払簿の一部の取扱いに不備がありました。また、受払簿の差引枚数と実際の在庫数に相違がありました。

(4) 資産経営課

ア 土地売買に係る変更契約

茅ヶ崎市事務決裁規程別表第1では、土地建物の売却廃棄の決裁区分は市長と規定されていますが、土地売買に係る変更契約の決裁権者に誤りがありました。

イ LED照明器具賃貸借 他3件

1 LED照明器具賃貸借

2 LED照明器具賃貸借（その2）

3 LED照明器具賃貸借（その3）

4 令和6年度公共建築物建築基準法第12条4項定期点検調査業務委託

以上4件について、茅ヶ崎市契約規則第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

ウ 令和6年度小出支所及び青少年会館自家用電気工作物等保守点検業務委託契約

茅ヶ崎市契約規則第20条では、随意契約によることができる額を契約の種類に応じて規定していますが、令和6年度小出支所及び青少年会館自家用電気工作物等保守点検業務委託は、規定額の50万円を超える予定価格にもかかわらず、入札が行われていませんでした。

(5) 契約検査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 財政課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

7 意見・要望

備品の管理について概ね適切に行われていましたが、一部において管理が不十分な状況が見受けられました。管理が適切に行われない場合、紛失等のリスクが生じるおそれがあります。備品は市の貴重な資産ですので、職員一人ひとりが備品管理の重要性を強く認識し、適切な管理が行われるよう要望します。